

## 【論文】

# 孫宝瑄の変革論

— 「西学」の受容と「中学」の変容を中心に—

阿川 修三

## SUN Bao Xuan's Ideas on Reform

Shuzo AGAWA

清末の改革派知識人孫宝瑄（1874～1924）の残した『忘山廬日記』は、筆者の行動、政見、読書の感想を詳細に記したものであり、変革を目指した清末の知識人が、どのように西学（西洋文化、文明）を受容し、またそれが中学（中国の伝統文化）にどのような影響を与え、その上でどのような変革のプランを立てたかを知る上で格好の資料である。この『忘山廬日記』に拠り、彼の生涯を追うと、彼が哲学、格致（自然科学）から政治、経済に至る幅広い西学の受容を通じ、その立憲君主論を構築し、またその西学の受容に伴い、その中学（中国の伝統文化）の中身が変容していくこと、即ち經書觀、聖人觀、倫理觀など中学の根幹において変化が起きていることがわかるのである。

キーワード：清末、立憲君主制、忘山廬日記、変法、西学

### 一、まえがき

ここに、紹介する孫宝瑄（1874～1924）<sup>(1)</sup>は、清末から民国初年に生きた知識人である。彼は歴史に残る大業を成し遂げた人物でもなければ、また一廉の学者、思想家でもない。好学でこの時代を真摯に生きた人物ではあるが、今日では当時の多くの無名の知識人と同様に歴史の中に埋もれた人物である。しかし、彼の残した『忘山廬日記』は、筆者の行動、政見、読書の感想を詳細に記したものであり、変革を目指した清末の知識人が、どの

ように西学（西洋文化、文明）を受容し、またそれが中学（中国の伝統文化）にどのような影響を与え、その上でどのような変革のプランを立てたかを知る上で格好の資料である。これを読むと、日清戦争直後から辛亥革命前後に至る、中国史上未曾有の激動期において、彼が全力を傾け西学（西洋文化、文明）と向き合い、それを摂取し、さらに西学の摂取によって、その中学（中国の伝統文化）を変容させ、その中で彼自身の変革論を構築するという、思想的営為を詳細に見ることができる。その所論には、特に抜きん出た所がないかもしれぬが、彼のそのような思想的営為、例えば、西学書の読書による西学を受容、それに伴う経書観、聖人観、倫理観など中学の根幹における変容には、革命、改革という図式では割り切れない、清末における知識人の思想的変化を見ることができよう。

そこで、本稿では、『忘山廬日記』を主たる資料として、孫宝瑄の生涯を追い、その上で彼の変法論の形成、それと密接に係わるその西学を受容、中学の変容を概観したい。

（1）なお、語の後の（ ）の注は筆者の注である。

## 二、『忘山廬日記』と孫宝瑄の生涯

### 1 『忘山廬日記』

先ず資料とする『忘山廬日記』について、その現況、資料としての信憑性、妥当性について、簡潔に述べる<sup>(1)</sup>。

『忘山廬日記』（以下、支障のない限り『日記』と略称する）は孫宝瑄が十九歳の光緒十九年十一月（1893.12）<sup>(2)</sup>からほぼ間断なく、没する民国十三年（1924）年まで書き続けた日記である。ところが、『日記』は日中戦争中、杭州の戦火に遭って、かなりの部分が失われ、残った『日記』は孫宝瑄の遠縁の葉景葵（1874～1949、実業家、合衆図書館の創設者の一人）<sup>(3)</sup>が上海図書館の前身である合衆図書館に寄贈したらしく、現在上海図書館に所蔵されている。残った『日記』は、光緒十九、二十（1893、1894）年、光緒二十三、二十四（1897、1898）年、光緒二十七、二十八、二十九（1901、1902、

1903)年、光緒三十二、三十三、三十四(1906、1907、1908)年のもの、十年分にすぎない。ただし、失われた『日記』のうち、光緒二十一、二十二(1895、1896)年、光緒二十五、二十六(1899、1900)年の各々ごく一部が『日益齋日記』と言う名で、現在、丁文江編『梁任公先生年譜長編初稿』(世界書局、1958年、以下『年譜長編』と略称する)に逸文として残っている<sup>(4)</sup>。

次に、その資料としての信憑性、妥当性について述べる。現存の『忘山廬日記』は、『清代日記彙抄』(上海古籍出版社、1982年)の解題(p373頁)に拠れば、稿本であるとされ、その384頁に掲げられた『忘山廬日記』稿本書影を見ると、後から清書したものとして見ると、書体が整っておらず、また後で筆を加えた部分は書き誤った箇所の訂正だけであるので、稿本と見て差し支えなからう。また、この『日記』には、孫宝瑄のその日の行動と見聞、友人との往来以外にも、読書札記、政治論、人物批評などが付け加えられることも多く、彼の変法論を知る資料として使用できる。そして、『日記』には、役者に入れ込んだり、娼家に入り浸ったりしたことなど、自分にとって不都合なことも直書しているし、また後に国事犯となった人物、例えば、譚嗣同、梁啓超、章炳麟との交友を記した箇所を、後に削除や書き換えを行ったと疑われる箇所もない。その上、他人の論を引用する時には、必ずその人の名を記して、自分の意見と区別している。無論『日記』というものの性格上、自己弁護的、主観的記述のあることは免れないが、その点を勘案しても、『忘山廬日記』は、孫宝瑄の思想を考察する上で十分客観的な資料になりうるものと考えられる。

(1) 『忘山廬日記』については、活字本『忘山廬日記』(上海古籍出版社、1983年)、その任琮の「前言(1983年)」及び活字本の底本である稿本『忘山廬日記』の葉景葵(1874～1949、孫宝瑄の遠縁で、実業家、『忘山廬日記』稿本の寄贈者)の「序(辛巳十一月[1941.12])」に拠る。なお、本稿で『忘山廬日記』を引用する場合は、全てこの活字本に拠る。また、『忘山廬日記』については、筆者は拙論「清末における新聞の読み方－孫宝瑄の場合」(文教大学文学部『紀要』13-2、2000年)で既に論じているが、ここではそれに基づきつつ、一部その後の知見により補訂したところがある。

(2) 本文、注を問わず、光緒など元号で表した年月日は皆旧暦であり、その後

の括弧の中に示された数字は西暦の年月日である。

- (3) 『浙江人物簡志（浙江簡志之二）下』 p57、浙江人民出版社、1983年。
- (4) 『年譜長編』編纂の丁文江の助手を務めた趙豊年の回想に拠れば（『梁啓超年譜長編』〔丁文江、趙豊年編、上海人民出版社、1983年〕の「前言」、p2）、『年譜長編』の編纂に際し、関係者に梁啓超と師友往来の、書簡、詩、詞、文や電報の写しか、複製（写真か？）の提供を求めたというから、これらの逸文は孫宝瑄の遺族が提供したものの中から丁が選んだものであろう。

## 2 孫宝瑄の生涯

主に『忘山廬日記』に拠って、補完的資料として『日記』稿本の葉景葵の「序」、その活字本の任琮の「前言」と親友宋恕の書簡、日記などで補い、孫宝瑄の生涯を通観する。なお、孫宝瑄の生涯を i. 甲午以前、ii. 上海時代、iii. 出仕以後の三つの時期に分ける。

### i. 甲午以前

孫宝瑄は清朝の顯官孫詒経（1826～90）の次男として、光緒元（1874）年に生まれた。兄は北洋政府の國務総理もつとめた孫宝琦（1867～1931）である。光緒六（1880）年以後、光緒二十一（1895）年上海に居を移すまで十五年ほど北京に住んでいる。この間、彼は幾多の師に就いて、「宋学を治め、三綱五倫の名義を堅持し」（『日記』 p418）、修身に努め、読書に励んだのである。そのためか、この当時の『日記』には、「『尚書注疏』を覽るに、『書』に九族既に睦まじく、百姓を平章し、百姓昭明し、万邦協和すと言う。注、蔡氏曰く、百姓は畿内の民庶なりと。孔穎達曰く、百姓とは百官なりと。是の説吾孔を以て長ずと為す」（『日記』 p39）とか、「『文選』を治め、史を觀る。晩に杜を読み、玉溪生の詩及び『元遺山集』を覽る。義山の詩、遒麗哀絶の句多く、神韻疏朗、気骨清聳なり」（『日記』 p44）など、読書札記の類が多くを占める。

また、彼は湯寿潜（1857～1917）の改革論『危言』（光緒十六〔1890〕年）を読み、「皆中外の利弊を悉洞し、当に興るべく、当に改むべきを、牛毛繭

絲まで、割晰遺す無し」(『日記』p56)と評し、日清戦争中、清朝の敗色が濃くなる中、その帰趨に心を痛める(『日記』p66他)など、経世にも強い関心を持っていた。

当時、彼はこのように好学で生真面目な青年であったのである。

なお、孫宝瑄はこの時既に、出世は望めないが、父親の蔭位で形式上工部に出仕していた<sup>(1)</sup>。また「余平素科第(科挙)に甚だ淡」(『日記』p36)であった<sup>(2)</sup>。光緒十九(1893)年に李翰章の娘と結婚し、これにより、彼は李鴻章の姪婿となり、李鴻章の閨閥に連なることとなるのである。

(1)「飯後、署に詣たり、当月の同事(同僚)は満人榮斌為り。既に署に至るも、亦た他事無し。」(『日記』p7、光緒十九年十一月十九日[1893.12.15])とあり、他にも、「遂に署に至る。是の日午正、開印、…余小座し即ち行き、遍く長老に謁す。…又た、孫(家鼐、工部尚書)、汪(鳴鑾、工部左侍郎)両堂官、皆刺を投じ畢る。」(『日記』p32、光緒二十年正月十九日[1894.2.24])とある。つまり、孫宝瑄は光緒十九年には形式上であろうが、蔭位で工部に出仕しているのである。

(2)その後、孫宝瑄は光緒二十三年八月(1897.9)、北京で郷試を受験して(『日記』p131~2、光緒二十三年八月初七日~十六日[1897.9.3~12])、落ちたようである。郷試を受けられたのだから、孫宝瑄はその時既に秀才であったはずである。これ以外、『日記』には彼が科挙を受験したという記述はない。

## ii. 上海時代

孫宝瑄は、日清戦争敗戦直後の光緒二十一年(1895)年春、母に随って、上海に住まいを移した。彼の思想がこの上海で一変するのである。「余甲午(1894年)乙未(1895年)の交わり、初めて変法を談る」(『日記』p350)、即ち上海移住後、政治改革の議論をするようになる。そして、変法の具体論として、まず「初め則ち学堂、報館に注意し、継きて則ち民権を主張し、以て先ず議院を設け公挙(公選)を許さざれば、一切の法変ずべからず」(『日記』同上)と言うように、学堂即ち教育問題、報館即ち報刊(新聞、雑誌)による啓蒙に注目し、次に公選議院開設による民権の伸張こそが変法の基

であるという考えを持つのである。後には、「変ずるの徒らに擾を滋み、卒に又民権に偏するの弊無きこと能はざるを知る。遂に立憲政体を主持し、君権、民権を法の中に納め、君民共治し、数年立論の帰束と為す」（『日記』同上）と、民権にだけ偏ると、弊害があることに気づき、君権、民権の偏りのない立憲君主制を主張するようになるのである。このように、日清戦争後に思想が一変するのは当時の新派知識人に共通した現象であり、また学堂による人材の養成、報刊による士人の啓蒙、その上に立った議院開設による民権の伸張という変法の具体論も当時の新派知識人が共通に取り組んだ課題であった。

このように、宋学で凝り固まっていた生真面目な青年は、上海移住後、時代の新しい風に吹かれ、それ以前には、決して語ることのなかった政体変革論を語るようになったのである。

では、彼の思想の変化を促した契機は何であったか。それには日清戦争敗北による衝撃のほか、二つある。一つは、上海に雲集した新派知識人との交遊であり、二つには、読書、特に西学書の読書である。

まず、新派知識人との交遊であるが、孫宝瑄は上海移住後、彼の同郷の浙江出身者を中心に、実に多くの人々と交わった。それは彼がなかなかの好人物で、懐の深いところがあったためであろう<sup>(1)</sup>が、当時上海は有為の知識人が雲集していた土地であったことも大きく関わろう。彼が交遊した人物の中には、章炳麟、梁啓超、譚嗣同、宋恕ら近代中国を代表する思想家も大勢いるのである。彼らとの談論の中で、孫宝瑄は触発されていくのである。その中で、孫宝瑄に特に影響を与えたと思われるのが、章炳麟（1869～1936）、梁啓超（1873～1929）、宋恕（1862～1910）の三人である。章炳麟からは、経学、諸子学などの中学のみならず、仏学、格致（自然科学）に至る、その該博な学問に最も触発されたようである。梁啓超からは、その抜きん出た文才、発想に刺激を受けている。孫宝瑄は基本的に梁啓超の立論、特に『清議報』時代のものには「偏激（民権に偏り過激）」と批判的ではあったが、梁啓超の発想を常に念頭に置きそれを批判しながら、それ

を参考に自分の政治論を組み立てているように思う。宋恕は孫宝瑄の生涯を通じた真友であり、「凡そ読書、論世、一に力を先生（宋恕）に得たり」（『日記』p197）と言うように、明末清初その黄宗羲、王船山以来の君権制限論の伝統の上に立つ、その変法論（論世）に孫宝瑄は少なからざる影響を受けている。

では、変法運動をリードした康有為を、孫宝瑄はどのように見ていたのか。彼は、康有為の『新学偽経考』、『孔子改制考』に代表される、牽強附会な托古改制説には、「長素（康有為）考古（考証）は疏なり」（『日記』p220、光緒二十四年五月十六日〔1898.7.4〕）との立場から大いに異議があった。しかし、そのような学問上の違いを認めた上で、日清戦争後、「能く天下の人心風俗を転移したる」康有為、その弟子梁啓超の政治上の功績については高く評価した。これは宋恕の説に従ったからである（『日記』p220）。

孫宝瑄は光緒二十一（1895）年春、上海に来て以降、どのような活動を行ったか。まず五月十四日（6.6）、宋恕と知り合い（「乙未日記摘要」『宋恕集』p935、胡珠生編、中華書局、1993年）、その縁で鐘鶴笙らの申公雅集會（サークル）に参加し、彼らと教育改良問題を中心に政治や学問について語り合ったという（『日記』p282、「乙未日記摘要」『宋恕集』p935の注②）。ところが、翌年『時務報』館が創設され、そこが、上海の新派知識人のサロンのような存在になると、孫宝瑄はそこに足繁く通うようになり、そこに集められた様々な報刊を読み知見を広めると共に、『時務報』の主筆梁啓超、その編集者章炳麟、湖南からやってきた譚嗣同ら多くの変法派知識人と交わり（『日益斎日記』、『年譜長編』p33）、大いに啓発されたのである。と言っても、結局、彼は『時務報』に論文を発表したり、梁啓超ら変法派と行動を共にしたりしたわけではない。上海の不纏足学会に参加したり（『日記』p170）、また、『蒙学报』（初等教育の専門紙）の運営に関わるなど（『日記』p248）、変法運動の基層をなす学会、報刊の運営に参加するに止まったのである。

次に孫宝瑄の思想変化の重要な契機となる読書であるが、特に西学の書物から多大な影響を受けたことを挙げなければならない。上海は当時中国

で最新の文化情報の発信地であり、西学の書物即ち、翻訳書や概説書などが容易に入手できた。孫宝瑄はそのような恵まれた条件の下で、西洋の富強を支える、その政治制度、文化、文明などを理解すべく、以下述べるごとく貪欲に西学の書物を読んだのである。

彼は先ず格知（自然科学）の入門書、例えばフライヤーが編纂、翻訳した『格物須知』シリーズを読んだ。更に当時西洋の政治、経済を解説した書物がなかったので、国際法に関する翻訳書、例えば『各国交渉公法論』（江南製造局刊）を読んで、西洋の政治制度を学んだ。それから、1898年以降徐々に出版されはじめた、本格的な西洋思想、政治、経済などの書物の翻訳書、例えば嚴復訳の『天演論（ハックスレー『進化と倫理』）』、『原富（アダム・スミス『国富論』）』、『訳書彙編』に掲載された『万法精理（モンテスキュー『法の精神』の抄訳）』<sup>(2)</sup> などをも読んで、進化論、西洋の経済制度、政治制度を学んだのである。また、彼は上海在住の日本人から、日本語を学び、当時中国に大量にもたらされた日本語書籍、特に政治、経済、哲学の書物を読み、西洋の文化、制度についての理解を深めていくのである。このように、孫宝瑄は上海時代、西学を貪欲に学び、西洋に対する理解を深めていくとともに、それを従来の、中国の政治制度、社会制度上の欠陥を知る重要な手掛かりとしたのである。むしろ彼は議会制度を理解するにも、当時それが如何なるものであるか十分理解されていないこともあり、まず、それを中国の政治制度史上の文脈で理解しようとした。たとえば、三代以前の官吏や民に君主が政治上の重要案件を諮問する制度を「封建議会」とするなどがその典型である。あの梁啓超ですら、この当時、『古議院考』（『時務報』第十冊、1896年）を著し、議会制度の源を三代に求めていることを考えれば、今日からすれば、牽強付会ではあろうが、全く土台の異なる制度を理解する場合、孫宝瑄のこのような解釈もその初めにはある程度避けられないことであつたらう。

一方、詳しくは後に述べるが、西学の受容に伴い、彼の従来の倫理観、特に三綱について修正が加えられ、また経書観などにも変化が見え、彼の



中で中学の内容にも大きな変貌があったのである。

上海時代、孫宝瑄の活動として注目されることに次のようなことがあった。光緒二十六年七月初一日、四日（1900.7.26、30）の両日、義和団事件最中、清朝が列強に宣戦布告するという異常事態の中で、上海の張園で、国会を擬して開かれた中国国会に参加し、四日には、その幹事に選ばれたのである（『日益齋日記』〔『年譜長編』p130～31〕）。また、翌光緒二十七年二月五日（1901.3.24）、義和団事件後も東三省に居座り続けていたロシアと清朝との協約調印反対の抗議集会が、上海の張園で開催された。この大会で孫宝瑄は最初に登壇し、今回のロシアと協約を調印すれば、中国はそれにより主権を失い、瓜分を招く、協約は決して結ぶべきでない旨の演説をした（『日記』p316、光緒二十七年二月五日〔1901.3.24〕）。いずれも、孫宝瑄の憂国の情から出た行動であったが、このような彼の上海での活発な政治的活動は兄の危惧するところなり、翌年早々彼は北京に連れ戻され出仕することになる。

以上のように、この上海時代に、孫宝瑄は上海の自由な空気を吸い、中学と共に旺盛な探求心で西学も学び、また、多くの新派知識人と交わった。そして、彼の思想は一変し、立憲君主論者となり、その後の彼の思想的礎を築いたのである。それとともに、孫宝瑄自身の生活も一変し、人間的にも成長したのである。即ち、上海の開放的な雰囲気の中で、彼は友人らとの議論の後、共に張園や味蕪園などの園林に遊び詩を賦し、また「新吾、次申等を復新園に宴す。晡、張園一帶の相地に至り、晚帰る。…之を送り船に登る。旋日新里金妓家に詣り、胡二梅約飲し、座に次申、仲遜、新吾等六人有り。俄に群妓翩躚し、箏弦雜奏し、漁詞を謳ふ有り、幽怨人を動かす」（『日記』p78）などと、料亭で友人らと酒を酌み交わし、戲院に通いつめ戯迷となり、青楼に出入りするようにもなった。彼は上海での八年間に、真面目一方の青年から当時としては風流を解する人間へと成長していったのである。

一方、孫宝瑄は、上海で八年もの間、形式上では工部に出仕していたも

の、実際には一切職に就かず、ただ、学問をし、友人と縦横に交遊するだけの自由な日々を過ごすことができた。このような生活を可能にしたのは、父代わりの、官僚である兄孫宝琦の経済的援助であろう。孫宝璋は元来父代わりの兄を慕い、『日記』では兄のことを慕兄と記しているくらいであるから、余計に兄に迷惑をかけるような、目立った政治的活動は慎まねばならなかったのである<sup>(3)</sup>。彼は上海で、変法派の友人が多いにもかかわらず、政論を報刊に発表せず、また変法派グループに参加して政治的実践活動も殆ど行っていない。それは、孫宝璋の政見が康・梁らと必ずしも一致しなかったことにもよるが、またこのためでもあろう。この孫宝璋の行動様式は後の出仕後も変わらない。後に立憲君主論者であった孫宝璋が野に下り実践活動に従うことをしなかったのも、このような兄への配慮に拠ろう。

- (1) 宋恕は孫宝璋を評して「行誼識解」の人と言っている（『宋恕集』p567）ようになかなかの人物であり、人に対して寛容で、懐が深いところがあったようだ。例えば、彼の章炳麟への次のような対応にそれがよく示されている。排満革命に転じた章炳麟が孫宝璋へ絶縁状を送りつけると、嘗ての章の友人の大半がこれに激怒したが、送られた当人の孫宝璋だけは「扶桑一姓、開国して今に至るも、革命を談ずるは、猶禁ぜざる所、宗旨同じからざれども、各其の志を行はん。伍員、包胥交はりを絶つを聞かず、前言は之に戯れしのみ、公我に怒る母れ」と絶縁状への返書の文句を考えているくらい心に余裕があった（『日記』p413、光緒二十七年九月十七日）。結局その後、孫宝璋は章炳麟と絶縁状態になるが、章炳麟が『蘇報』事件で逮捕され、上海の租界の裁判所で清朝と孤軍奮闘すると、「余杭章炳麟、一布衣なるのみ。而して政府疆臣全力を以て之と訟を争ひ上海会審堂に控するに至る。清政府訟師を延し、章も訟師を延し両造対質す。…今章炳麟も亦一人を以て一政府を敵と為し、且つ能く意に任せて之を侮辱し、復た眉を伸ばし気を吐くを得しめず、炳麟敗ると雖も亦た豪なる哉」（『日記』p713～4）と記し、また「枚叔（章炳麟の字）為す所は過激なり、然れども彼固風気を鼓動するを以て自任する者なり」（『日記』p729）と記し、章炳麟を弁護しているのである。
- (2) モンテスキューの『法的精神』は、中国では、先ず日本留学生が『万法精理』という書名で翻訳し、1900年12月から1901年4月にかけて『訳書彙編』

## 孫宝瑄の変革論－「西学」の受容と「中学」の変容を中心に－

に掲載された。これは日本の何礼之（唐通事の子孫で、当時文部中教授）の英語訳『法之精神』の完訳版『万法精理』（明治九（1877）年）からの重訳であり、またその抄訳である。孫宝瑄は1901年3月5日に、『訳書彙編』掲載の『万法精理』を読んでいる。『法之精神』の完訳は厳復の『法意』（1904～9年、商務印書館）を待たねばならないが、現存する『忘山廬日記』には、『法意』は登場しない。

- (3) ロシアとの密約調印反対の抗議集会（光緒二十七年二月五日〔1901.3.24〕）の『中外日報』の記事で孫宝瑄が主座を務めたと誤って報ぜられると、孫宝瑄は非常に慌て、『中外日報』に直ちに訂正を求めた（『日記』p317）が、それは「只だ兄の陝督電局に在る有り、万一事行在に聞こえ、名公巨卿皆某人の弟、海上に在りて衆を聚め電を發するを知れば、則ち兄に実に不利なり」（『日記』p325）と当時西安の行在所に侍していた兄に迷惑をかけることを恐れたからである。

### iii. 出仕以降

光緒二十八年二月六日（1902.3.15）、孫宝瑄は北京に居を移し、二月九日（3.18）に、工部へ行き銷仮（休暇終了届け）をし、四月から工部に復帰した。彼の工部での仕事は清朝の恵陵（同治帝の陵墓）の營繕補修の監督<sup>(1)</sup>である。同年五月一日（6.6）、張百熙の推挽により編書局で歴史教科書の編纂に、工部との兼任で従事した<sup>(2)</sup>。上海で蒙学（児童教育）に関心があった彼にはやりがいのある仕事であったようで、『日記』にはこの仕事に対する抱負が多々語られているが、この年の冬に故あってこの仕事を辞している<sup>(3)</sup>。同年六月八日（7.12）、張百熙はよほど孫宝瑄の才知を高く買っていたようで、上奏間近の「欽定大学堂章程」（壬寅学制）についても意見を聞いている<sup>(4)</sup>。なお、後の章で述べるように、この間も彼は立憲君主論の構想を温めている。

光緒三十、三十一（1904,5）年は『日記』が現存していないので、孫宝瑄のこの間の閱歴、思想は不明であるが、引き続き工部に勤務していたようである。

光緒三十二年閏四月十八日（1906.6.9）には、工部に新設された芸学館に兼務で国文教習に就任し、中国初の西洋式の文法書である、馬忠建の『馬

氏文通』を講義したり、「天文浅義」という格知の学の講義をも行ったり、その内容は当時としては、かなり斬新なものであったようだ<sup>(5)</sup>。同年七月十三日(9.1)、予備立憲の上諭が宣布されると、早速その晩、孫宝瑄は友人に電話をかけ、上諭の全文を聞き、それを書き写している<sup>(6)</sup>。彼の長年の持論である立憲政体がようやく清朝で実現へ向けて一步を踏み出し、彼は感無量であったようだ<sup>(7)</sup>。以後「立憲の詔下りてより、東南の士商立憲を賀し、…輝輝乎として我が祖国も亦た立憲の一基礎なるか。然りと雖も、立憲の二字は以て人望を塞ぐべきの空言に非ず。必ず其の民体育発達し、能く戦陣に任じ、実業熾盛し、能く賦税を荷ひ、智慧充周し、能く政謀に参じ、材芸精致し、能く職守を尽し、道德完全にし、能く法律に従ふ。然る後衆多の分子を聚め、上は宰相より、下は平民に及び、組織而して大立憲社会の成る。談ること、何ぞ易きや」(『日記』p930)など、『日記』に立憲の行く末を案じる語が散見する。同年九月十八日(11.4)、主事から員外郎に昇進した(『日記』p937)。同年十月、郵電部尚書に就任する張百熙の推挽により、孫宝瑄は郵電部創設のための機関の庶務処に配置換えとなる。そこで彼は郵電部の備品購入、郵電部が入る建物の改修工事の監督、郵電部の諸規定の草案づくりを始めとする郵電部創設のための仕事に従事し、「朝出て暮れに帰る」(『日記』p1061)という多忙な毎日をおくった。無論孫宝瑄にとって楽しいことばかりではなかった。郵電部は鉄道、商船、郵便、電信電話を管轄する、利権の宝庫と言うべき役所であり、創設に及び、有象無象の輩が争って席を得ようと押し掛けてきた。初めは人材を精選するつもりであった張百熙も情と勢いとの負け、結局玉石混淆の状態になり、「我が国の事、為すべき無きは、此れ其の一端なり」と孫宝瑄が嘆いたこともあった(『日記』p948)。とは言え、自分を信頼してくれる張百熙の下で、中央官庁改革の一環である郵電部の創設に関わった日々は、彼の役人生活の中で最も充実したものであった。

光緒三十二(1906)年、蘇、杭、甬鉄路をめぐる、浙江、江蘇の士人たちがイギリスに対して鉄道敷設権回収運動を展開した(『帝国主義与中国

鐵路』第四章第四節の二、上海人民出版社、1980年)。孫宝瑄は彼らの行動を「東南の吠声する者の輩紛々として路政の自為を争い」と見、「自ら其の閉關絶市の主義を為すを忘る」(『日記』p942)と非難しているのである。これは、鉄道が中国の近代化に不可欠であり、その資金が国内の資金であろうが、外国からの借款であろうが問題ではないとする孫宝瑄の持論に基づくものである。しかし、このような彼の考えは、鉄道敷設を足がかりに中国国内の支配を拡大しようとする、列強の思惑に対する無知から出たものである。

光緒三十三年二月十六日(1907.3.29)、郵電部創設の度重なる心労が祟ったのであろうか、張百熙が病死した。孫宝瑄は張が病床に就いて以来頻繁に見舞ったが、来るものが来たという感じであったろう。彼の識見を高く買っていた張百熙の死は彼にとって大変な痛手であった。その後、陳璧がその後任として尚書となる。孫宝瑄はこの間も郵電部の業務でも最も関心のあった、鉄道関係の書物を熱心に読み勉強している<sup>(8)</sup>。同年五月二十七日(7.7)、郵電部庶務司主稿(公文書管理者)に抜擢される(『日記』p1046)。そこに孫宝瑄の部下の解職をめぐるごたごたが新聞記事になる事件が起こる。陳尚書はそれを、部下を弁護した孫宝瑄の仕業だと初めから疑ってかかり<sup>(9)</sup>、それ以来、陳尚書は孫宝瑄の小疵をも見逃さず叱責し続けたのである。彼は陳尚書との軋轢に耐えられず、同年七月八日(8.16)「余今茲に之れ郵部を棄つること敝履の如し」(『日記』p1063)として退職願いを出したが、陳尚書は体面を憚り、それを休暇願いとして受理し(『日記』p1062)、三ヶ月後、孫宝瑄を郵電部付属図書館で部に関わる記事を切り抜くという閑職に左遷したのである。後に人の世話で郵電部兼務で大理院(新設の、重大事件を審理する裁判所)の民事法廷に勤務することになったのである<sup>(10)</sup>。

光緒三十四年十月二十一、二十二日(1908.11.14、5)、光緒帝、西太后が相次いで死去すると、「九年予備立憲の詔<sup>はじめ</sup>甫て頒かれ、母子二人竟に手を携えて同じく去る。吾神州の為に一長哀す」(『日記』p1267)と意気消沈し、立憲制導入の行く末を案じている。孫宝瑄がその後、役人としてどのような道を歩んだか、また時勢をどのように理解したかは、『日記』が光緒三十

五 (1909) 年以降を欠いているので、不明である。ただわかっていることは民国元年 (1912) になって浙海関 (寧波) 監督に就任し、民国十一年 (1922) 年辞任し、民国十三年 (1924) 年に亡くなったことだけである。

孫宝瑄は既に述べた如く、出仕後、高い見識を持ちながら、張百熙に抜擢された他は、閑職に甘んじることになった。彼が蔭位出身者であるから、当時の官界ではこれは当然と言えるかもしれない。また体制内改革派である彼は、官を辞して立憲運動に投ずる気もなかったようである。結局、彼が長年温めてきた立憲君主論や、長年の読書で培ってきた見識は殆ど生かす場がなかったのである。

『日記』を手がかりに彼の生涯を追ってきたが、日清戦争敗戦後、彼は既に述べたごとく真摯に中国の救亡の道を探求したのである。

- (1) 蓋し雨蒼昨に諮文し工部に至し、余を恵陵を監修するに調す(『日記』p518)。
- (2) 「夜、管学大臣張治老余を編書局分纂に派するを聞く」(『日記』 p527)。「日中、書局に赴く。是の日開局、同じく順天府に詣り、陳雨蒼に謁せんとするも、値ならず。編書に派されし者、総纂二人…分纂七人、…及び余と曰ふ。其の章程、蓋し經史子集及び修身、倫理の数門にして毎門各二人を責承し簡明の書を編修し以て学堂の課本と為す。余…略談し以て史学を自任す」(『日記』 p527)。
- (3) 余壬寅 (光緒28年 [1902]) の春都に来り、即ち治老の知を受け、編書局襄理分纂に入る事を命ぜらる。其の冬、他の故を以て退くるを告ぐ」(『日記』 p1003)。
- (4) 管学張治秋尚書の家に至る、是の日諸俊傑大いに会す。蓋し大学堂規制を擬定し、將に出奏せんとす、故に諸人を延し公議す(『日記』 p543)。
- (5) 「署中新設の芸学館に至る。…時に已に余を延して国文教習と為す」(『日記』 p877)。「是の日、芸学館初次開講す。余堂に上りて「国文浅義」を演説す」(『日記』 p879)。「飯後、堂に上りて諸生の為に『馬氏文通』を講ず」(『日記』 p881)、「堂に上りて天文浅義を講ず」(『日記』 p923)。
- (6) 「是の日旨有りて立憲を宣布するを聞く。既に帰り、晚、(夏) 履平に問ふに電機伝語 (電話) を以てし、詔書全文を誦し、計数百字、即ち立憲を明定せし宗旨なり」(『日記』 p913)。
- (7) 「余前に海上に在り、議院を主持すること八年、今已に置きて談らず、而して朝廷乃ち稍稍萌芽す」(『日記』 p1075)「風氣今に至り、大いに轉移すと

## 孫宝瑄の変革論－「西学」の受容と「中学」の変容を中心に－

謂ふべし。立憲なり、議院なり、公然として諱まず、昌言して忌まず。且つ諸れを詔旨に見え、庶んど口頭禪に等しく、視て絶えて奇異ならざるの一名詞と為す。誠に数年前余等海上に居りし時、夢想の及ばざる所なり」(『日記』 p1082)。

- (8) 彼が読んだのは、『日本交通史』(『日記』 p1021)、関一著『鉄路講義要領』(『日記』 p1025)、胡棟朝著『中国鉄路指南』(『日記』 p1032)などの書物である。
- (9) 是の日堂に上り、大いに陳長官の呵責を受く。其の故は蓋し此の次の司員を甄択するに、中に恩培なる者有り、開部以来、即ち余の庶務を理むるに随い、得力と号称さるるも、衆口一詞、端無く逐はる、余其の称屈を為すを免れず、且つ陳尚書へ向かひて之れを昌言す、期せずして報館の聞く所となり、竟に焉れに登載さるに因る。陳公見て大いに怒り、余の嗾使せる所と疑ひ、遂に今日の辱め有るに致る(『日記』 p1051)。
- (10) (張劭予) 侍郎余に詢ぬ、大理院に至るを願ふか。余謝を称し、且つ告ぐるに郵部図書処の顛末を以てす。問ふ、能く兼ねるや否やと。侍郎曰く可なりと(『日記』 p1101)「大理院に来て通告する者有り。余民科第一法廷に在りて行走(兼職)と」(『日記』 p1120)。

### 三、孫宝瑄の変法論

彼の変法論の中核をなすのは、議院論であり、それを基礎とした立憲君主論であるが、まず、次の三点、即ち、i. 中国の政治体制の現状分析(歴史的分析も含む)、ii. 中国の政治体制の未来像(将来いかなる政治体制が可能か、望ましいか)、iii. 変革の方法論(現状の分析と未来像をいかなる方法で結びつけるか)について検討することによって、彼の変法論を概観する<sup>(1)</sup>。

#### i. 中国の政治体制の現状分析

孫宝瑄は中国の政治体制をどのように分析したか。彼は中国の政体を二つに分類し、それぞれについて次のように分析している。

三代以上、善政、善法の行ふべき所以は、封建議院相輔くるに由る。実に君民共治の天下、故に上下壅隔の患ひ無く、政和やかにして民安らかなり。(『日記』 p254、光緒二十四年七月二十九日 [1898. 9. 14])

秦以後皆盜賊盤踞の天下なり、彼(君主)の法を立つる所は皆愚民、

防民の計を出でずして、絲豪の民の為無し。(『日記』p132-3、光緒二十三年八月二十一日 [1897. 9. 17])

即ち、彼は中国の政体を、秦以前（三代）と秦以降から当代（清代）までに二分したのである。これは、三代以前は封建制、秦以降は郡県制という、古色蒼然たる伝統的政治体制の分類に基づくように見えるが、実は1890年代にポピュラーであった前期変法派の政体類型論、即ち君主の国、民主の国、君民共主の国（鄭観応『盛世危言』十四卷本「議院下」）にも基づいている。孫宝瑄は、三代以前は君民共主の国であり、秦以降から当代までは君主の国であると考えていたのである。そして、三代以前は、西洋の議院の機能に近いもの、孫宝瑄はそれを「封建議院」と呼んでいるが、それがあったために君権、民権に偏らない君民共治が実現し、その結果、善政、善法が行われ、上下壅隔の憂いがなく、政治、人民の生活ともに安定したと分析したのである。それに対して、秦以降は、君主が自分の一姓の利益だけを図り、民の利益には一顧だにせず、民を愚かにし、民が反旗を翻さないようにするためだけに法を定め、政治を行ったと分析したのである。民の立場からすれば、君主は盜賊同然であったのであり、それ故に孫宝瑄は君主を「盜賊」と言ったのである。このような君主観は、黄宗羲の『明夷待訪録』の影響を受けている<sup>(1)</sup>。『明夷待訪録』に見える君主観は、清末、孫宝瑄に限らず、改革派、革命派を問わず、広く影響を与えているとされている<sup>(2)</sup>。無論は黄宗羲の君主論は山井湧氏が指摘するように（『人類の知的遺産33 黄宗羲』p294、講談社、1983年）、結局のところ、君権制限論であり、君主制の廃止や民権を主張したものではない。

更に、孫宝瑄は、秦以降の政治体制を、正史を詳細に読むことで具体的に検証し、官に権が偏り、民に権がないために、民は官の意向に逆らえず、また官に騙され虐げられるままであり<sup>(3)</sup>、また、たとえ君主が賢主だとしても上下の隔絶が甚だしいため、それを是正することは難しい<sup>(4)</sup>と分析している。そして、現在の君主の国をよりよい政治体制である君民共主の国に変えるべきであると考えているのである。この考え方は、既に鄭観応



ら前期変法派によって主張され、当時としてはポピュラーな論であった。

孫宝瑄は光緒二十四（1898）年の末になると、深山虎太郎の「草茅危言」（『亜東時報』第三号、1898.8）の、「独裁」、「独裁政体」という日本で用いられた政治用語を使って、現状の中国の政治体制を分析しているが、直ちには用語の変更が政論構想に質的变化をもたらしていないと考えられる（『日記』p281,287）。一般に、日本で用いられた政治用語を導入して、政体分類を一変させたのは日本に亡命した梁啓超であり、その「立憲法議」（1900年）に始まると考えられている。梁啓超はこの論文で政体を君主専制、君主立憲、民主立憲と分類し、鄭観応ら前期変法派の分類と対照し、君主専制は君主、立憲君主は君民共主、民主立憲は民主にそれぞれ対応するとしている。このような政体分類の用語の変化は単にその用語の変化に止まらず、その内容をも変化させたのである。梁啓超の政体分類は、鄭観応ら前期変法派の政体類型論とは異なり、政体が君主専制から君主立憲へ、君主立憲から民主立憲へと進化するという政体進化論である。そして、梁啓超は「立憲法議」を初めとした論文で、立憲制度の中での議院の役割を正確に紹介した。時を同じくして、モンテスキュー『法の精神』を初めとする、西洋の本格的近代政治論が翻訳、紹介され始め、何らかの形で国政に参与する制度として漠然と理解されていた議院制は、中国の知識人に立憲制度における立法機関と理解されるようになり、これ以後政体構想が深化していくのである。

孫宝瑄が、いつごろから、新しい政体分類を使い始めたか、『日記』は、光緒二十五、六（1899、1900）年が欠けているので不明であるが、1901年には、政体の現状を専制政体（君主専制の意）と言う用語を用い、今後現政体に変わるべき政体を立憲政体（君主立憲の意）と言う用語を用い主張し、新しい政体分類の用語を使っている（『日記』p440）。孫宝瑄の場合も政体用語の変化は、その政体構想の深化をもたらしている。

- （1）孫宝瑄の君主観は黄宗羲の影響を受けて、「君は民の為に設く。民各々其の身を私し、相争う至り、君有り以てその争ひを平らかにし人々をして各々

其の私を遂げしめ群私を合して大公と為す、此、職なり。…誠に以後世の人君は君の民の為に設けし義を明らかにせず。群私を合して公と為す義を明らかにせずして、己の私を以て天下の大公となす」（『日記』p286）、「梨洲先生曰く、天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子、男一位なるのみ。天子も亦一職なり。特公、侯より高きのみと。吾謂へらく後世の君、位置はただ高く、公、侯と雖も皆之を望むこと帝天の如し。其の意実に篡窃を防ぐ、然れども篡窃は一家の災いなるのみ。生民の利害は此に関わらず」（『日記』p92～3）を参照。彼はまた黄宗羲の君主観を「蓋し梨洲（黄宗羲）能く数千年専制の毒を掲げ、政界の中に一曙光を放つ」（『日記』p1087、光緒三十三年九月二十二日）と総括している。

- (2) 梁啓超、譚嗣同の輩は民権共和の説を唱えるにあたり、その書物（『明夷待訪録』）を節録し、数万部を印刷し、秘密裏に散布し、晚清思想の驟変に極めて力があつた。（梁啓超、『清代學術概論』）
- (3) 中国官民の氣、隔闕すること久し。…何ぞや、官に権有りて民に権無ければなり。官左せんと欲せば、民右する能はず。官、欺虐する所有らば、民抗するを得ず。（『日記』p79、光緒二十三年二月十二日〔1897. 3. 14〕）
- (4) 故に仁宗誠に仁に愧じず、頒する所の詔及び諸憚民の政、官吏の能く帝意を承る者罕れなるを惜しむ。蓋し秦、漢自り以降、往々にして賢主有りて雖も民を補う無しは、強半此に座す。（『日記』p169、光緒二十四年正月十七日〔1898. 2. 7〕）

## ii. 中国の政治体制の未来像

孫宝瑄は、中国の政治体制の未来像をどのように描いていたか。彼が体制構想を始めた頃には、君主の天下と民主の天下を比較し、「君に常德無く、民に常智あり、是故に至治は民主に在り」（『日記』p147、光緒二十三年十一月初二日〔1897. 11. 25〕）と政治体制の究極として民主の天下を想定し、また「第だ君の道は暫なるべし、久しかるべからず、故に其れ終に無君に帰す」（『日記』p179、光緒二十四年十一月初二日〔1898. 12. 14〕）と、同様に将来行き着くべき政治体制「無君」即ち民主としたこともあつた。ところが孫宝瑄はその後、「今日学再び進みて復た立憲政体に帰る」（『日記』p418、光緒二十七年九月二十五日〔1901. 11. 5〕）となり、立憲君主制こそ将来あるべき政治体制としたのである。彼が立憲共和制を政治体制の未来像と考えなくなった契

機には、幾つかのことがあるが、『国家学』を読むに及び、乃ち復た民権の専制の有るを知る。何ぞ民権の専制と謂ふか。即ち乱民の横暴し、憲法を蕩壊し、恣行し忌憚する無し（『日記』p360）とあるように、共和制に批判的なブルンチュリーの『国家学』を読み、そこで指摘された「民権（共和）の専制」の弊害などを知ったことが大きいように思う。また当時、自由、平等を鼓吹した梁啓超の影響を受けた新党の言動（『日記』p478）、急進派留学生の取締りを日本政府に要請した駐日公使蔡鈞と留学生との紛争（『日記』p560）や急進的学生の処分に端を發した、自由、平等を唱える学生による学校騒動（『日記』p593）など、青年の「自由の放縦」に危機感を募らせていた彼は益々この自説に確信を持ったであろう。

このように、彼は最終的には立憲君主制を将来あるべき政治体制とした。その立憲君主制は、国王は君臨すれども統治せずのイギリス型ではなく、神聖にして侵すべからざる君主を三権の上に戴いた日本型である。即ち、彼が究極とした、立憲君主制は、現状の君主専制政体を改め、議會を開設し、民権を伸張し、君主の下に立法、行法（行政）、司法の三権を立て、権力の均衡のとれた体制である（『日記』p580）と考えたのである。ただし、実際は皇帝機関説的内容を持つ。<sup>(1)</sup>

- (1) 一の尊嚴ありて犯すべからざる君を留め、一国の代表と為らしめ、陰に其の權を削り、之を相に歸す。故に相、責任を負ひ、君、責任を負はず。（『日記』p580）

### iii. 変革の方法論

孫宝瑄は政治変革の構想として、日清戦争敗戦後まず君民共主を目指そうとし、1900年代に入ると、政体を表す用語を君民共主から君主立憲に換え、それを目指そうとしたのである。この場合、用語の変化は内容の質的变化も伴うので、君民共主を構想した時期と君主立憲を構想した時期に分け、それぞれの構想実現の方法論を概観したい。

まず孫宝瑄は日清戦争敗戦後、君民共主を実現する構想として、報館（雜

誌、新聞社)を設けて民智の蒙を開き、学校を設立し民学を興し、その上で「公挙」による議院を開設して民権を扶く(『日記』p125)、という改革の構想を立てたのである。この構想は民智を開き、民学を興すことによって民の意識改造を行い、その前提の上で議院を開き民権を伸張させようとするものである。これはこの当時、改革を求めた多くの知識人が構想したプランであった。なお、ここで言う「民」とは、一般庶民ではなく、官位の無い知識人を指すことに注意すべきである。彼はこのプランを実現させるには、先ず前提となる民の意識改造に重点を置くべきだと考え、「必ずや報刊、学校之を十年行い、又徐に議院を開けば、一二を举行すべきに庶幾し(『日記』p76、光緒二十三年正月二十六日〔1897. 2. 27〕)と議院設立までに、ここでは十年であるが、啓蒙の為の長い準備期間が必要であると考えたのである。

次に彼は、民智未だ開けないうちには、直ちに議院を開設するわけにはいかないとすれば、散権即ち、権力を上から下へ段階的に散ずることが有効だと考えたのである。まず「(皇帝から)卿相疆吏(中央の宰相、大臣、地方の巡撫、総督)に権を下ろし、次に百の執事郡守牧令(京官、府県の知事)に権を下ろし、次に紳董生員(郷紳、秀才)に権を下ろし、その後農工商の民に権を下ろす」(『日記』p249、光緒二十四年七月十八日〔1898. 9. 3〕)のである。

このように民権を徐々に上から下へ下ろし、決して一気に民へ、この場合の「民」は庶民も含めた民であるが、民権を下ろさないのは、当時民は愚昧であり、民智が開かれていない状態であると孫宝瑄が認識していたからであり、故に急激に民権を与えれば四億の民を尽く乱党にすることになると考えたからである(『日記』p95、光緒二十三年四月初二日〔1897. 5. 17〕)。

また、孫宝瑄は議会を開設したという前提の下でも、次のようにその後の改革のタイムスケジュールは極めて漸進的であるべきだと考えていたのである。

吾謂へらく中国は能く大いに上下の議院を開かば、宰相、督撫より以て州県に至るまで、咸な公挙に由り、之を十年行へば、則ち十八行

省必ず倭人未だ変法せざる以前の局勢に進み至るべし。之を四十年行へば、必ず日本の今日の局勢に進み至るべきこと、決すべし。『日記』p243、光緒二十四年七月初一日〔1898.8.17〕

上下の議院を開き、宰相、総督、巡撫から州県の知事に至るまで、全て公選にし、その後、その状態を五十年続けて、やっと「日本の今日の局勢」に到達するだろうという予測は想像を絶するスローペースである。

以上が孫宝瑄の考えた君民共主実現のための方法論である。いわば迂回作戦とでもいうものであるが、これは孫宝瑄が不易の論とした、宋恕の論即ち、「中国泰西に歩武せんと欲すれば、必ず先ず三代に帰り、三代由り然る後泰西に進む」（『日記』p212、光緒二十四年五月初二日〔1898.6.19〕）に拠るものと思われる。宋恕の論の主旨は、西洋の議院制度を柱とする君民共主を実現させるために、先ず三代の封建議院の実質、民が即ち何らかの形で国政に参画すること、を通じて民権の伸張を図り、その上で議院制度を樹立して、西洋の「君民共主」制を実現しようとするものである。ただ孫宝瑄に限らず当時の知識人の多く共通した点であるが、「議院」制度にしても、「公挙」にしてもその理解が曖昧模糊としたものであり、特に初めの段階では、「議院」の機能を単なる諮問機関と理解したり、「公挙」を郷里里選のような、地域の郷紳たちによる推薦と捉えたこともあった。この点は留意しなければならない。

1900年代に入り、孫宝瑄は、政体分類を表す用語を君民共主から君主立憲に換えると、既に述べたようにその内容は大いに深化を見せるのである。では、政体構想実現の方法にどのような変化があったであろうか。

先ず孫宝瑄は1901年後半以降、自由の放縦の弊害を盛んに指摘するようになる。それは、まずは、「近日の民権の説く者、君を目して公僕隷と為す」（『日記』p391）というような、当時、民権、自由を鼓吹した梁啓超の影響を受けた、青年知識人の「偏激」の言論に起因し、後には急進派留学生の取締りを日本政府に要請した駐日公使蔡鈞と留学生との紛争（『日記』p560）や急進派学生の退学処分を端を発した、自由、平等を唱える学生による南

洋公学の学校騒動（『日記』p593）などの青年知識人の行動に起因する。彼はそれに対抗すべく日本の明治維新において伝統道德の果たした役割に次のように着目したのである。

『日本国史略』（土方幸勝著、1881年）を觀、卷を終ゆ。日本の変法や、原、人人能く忠孝の大節を講ずるに本づく。惟其れ忠孝故に情有り。故に真に能く国を愛し同種を愛し、一挙一動、<sup>みな</sup>威公より出づ。衆人の公心を合す、故に法は變ふること易し。（『日記』p531）

余謂へらく、日本の變法の原因を窮めるに、依然孔孟の学より出づ。此の言近日の新党の聞く所と為れば、目して腐迂と為さざれば、則ち以て怪誕と為す。而して皆非なり。蓋し孔孟の学は我が国在りては法家の乱す所と為り、凡そ士夫孔孟の書を読みて孔孟に心する者鮮し。惟日本未だ變法せざるの以前、其の人心風俗、氣節を敦尚せざる莫く、道義を服膺するは、孔孟の遺教なり。故に能く一變し道に至ると。（『日記』p531～2）

即ち、彼は明治維新は孔孟思想から起こり、明治維新は忠孝に源があると考え、改革における中国の伝統的道德の重要性を強調するようになるのである。

また、次のように道德と法律を対比し、道德超越性を論じている。

道德は法律の母なり。法律は道德より生まれ、法律の用は正に道德を維持する所以なり。一家に法律あれば、一家の人悉く道德に入る。一国に法律有れば、一国の人悉く道德に入る。（『日記』p586）

一社会中、道德と法律とは相互に維持す。道德は内導の用なり。法律は外導の用なり。外導と内導とは、一を闕くるも不可なり。（『日記』p754）

このように、彼は君主立憲政体の実現にあたり、自由の放縱を防ぐ手段として、道德を重視し、それを用い、更にその上でそれを維持する法律を用いようとしたのである。

次に、孫宝瑄は1902年に入り、孟的斯鳩（モンテスキュー）の『万法精

理（法の精神）』（中国の日本留学生による日本語訳からの重訳）を読み、次のように述べている。

余謂へらく、孟氏尤も功有り、其の立法、行法（行政）、司法を以て、国権を三に分け、互いに相牽制し、民の上に居る者をして権を仮り以て民を害すること能わざらしむるは政治上の一大進歩なり。（『日記』p557）

このように彼は三権分立という立憲政体の重要な制度を知り、「政治上の一大進歩」と評価し、権力の暴走を防ぐために権力を三権に分け、相互に牽制させるものとし、この制度の主旨は理解している。その後、「（君主）立憲の国、共和と専制とを同時に併用し、立法は共和（民権）を用い、行法は専制（君権）を用ふ」（『日記』p580）など、三権分立を実現するための方策をも考えている。そして最終的には三権の上に侵すべからざる君主を戴く君主立憲体制を構想している。

日本型の君主立憲体制をめざすのである（『日記』p580）。なお、これは清朝が日本型立憲をめざす、予備立憲の詔書を下す四年前に構想されたのである。

次に民の啓蒙を先にするか、議院開設を先にするかという問題について、孫宝瑄は明確に次のように、議院開設を先にすることを主張したのである。

余毎に議院を設くるに当に学校を立つるの先に在るべきを主持せり。自ら見る所極めて高しと謂う。然れども人と此の理を弁論し往々にして詞、意達せず。今日本の当日議院を創るの時、其の勛旧建議の語先ず我が心を得たり。其の言に曰く、我が国の人民、不学無識、未だ開明の域に達せず。説く者今議院を設くるは早計に過ぐ、宜しく民の学有り、智有るを待ちて、然る後に之を設くべしと謂ふ。殊に民に学有り、智あらんと欲すれば、宜しく先ず義務有り権利有らしめば、振起し天下と愛楽の情を共にするを知らず。審此くの如くんば、則ち人民豈に其の固陋、不学無識に安んじ、自ら己の権利を忽するに甘んじ、之を度外に付する者あらんや云々、と。誠に不刊の論なり。（『日記』p607）

即ち、彼は日本の「民選議院建設の建白書」の民に権利を与え、義務を課せば民は必ずや奮起し、固陋、不学無識に甘んぜず、学識や智慧を身につけるようになるとの考え方を参考にし議院開設を先にすることを明確に主張したのである。

また、彼は議員の選出方法を「公挙投票」にすべきことであると考えたが、一方戸籍が整備されていない現状では選挙人を確定することに難点があるとしている（『日記』p500～1）。但し、選挙人、被選挙人が何らかの形で制限されれば、問題ないはずである。彼は議院の選挙人、被選挙人の資格を西洋の国々の例にならば、ある一定額以上納税している者のみに限定することを考えたのである（『日記』p415、686）。これは商権こそが民権の基という彼の考えに基づくものである（『日記』p776）。

以上、孫宝瑄の政体構想について述べてきたが、彼が最終的にたどり着いたのは、侵すべからざる君主を戴き、その下に立法（上下議院）、行政（内閣）、司法（裁判所）を置く日本型立憲君主体制である。これは1900年代以降、中国で極めてオーソドックスな政体構想であり、予備立憲以降、清朝にも採用されたものである。しかしこの構想は、既に述べてきたように、孫宝瑄が正史や『周礼』、『孟子』などの経書、黄宗羲を始め近世の経世家の書物や、一方で西洋の歴史書、西洋の政治、経済の書物を読み、その上で友人と議論し、自ら思索を重ねた結果である。結果としての政体構想は極めてオーソドックスなものではあるが、それがどのようにして構築され、どれほどの真摯な努力に基づいているかを我々は見るべきであろう。

- (1) この問題の立て方は佐藤慎一「近代中国の体制構想－専制を中心に」〔『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1995年〕による。また、近代中国の体制構想の流れについてはこの論文を参照した。
- (2) 清末の議院観については、劉偉、饒東輝「清末国家政体的調整与改革」〔『中国近代政体發展史』第二章、華中師範大学出版社、1998年〕を参照した。

#### 4、西学の受容

既に述べたように、日清戦争の敗北後、当時の多くの知識人と同様に、



これに衝撃を受けた孫宝瑄は中華文明独尊の態度を修正し、これまで殆ど価値を認めなかった西学（西洋の文化、文明）、特にその思想、政治、経済など書物を読み、西洋の富強を支える文化文明を知ろうとしたのである。無論その目的は、西学を手がかりにして中国を富強に導く方途を探るためであった。当時、変法派から張之洞に至るまで、西学学習の必要性を訴えていたが、問題にすべきは、どの範囲、どの程度で、それを受容するかという点にある。

孫宝瑄は日清戦争後、どのように西学<sup>(1)</sup>を受容していったのか。『忘山廬日記』を資料に紹介したい。既に述べたように、『日記』は光緒二十一、二十二（1895、6）年、即ち孫宝瑄が上海に移り住んだ当初の二年分がほぼ失われ、西学受容の過程を詳細に明らかにすることはできないが、現存の光緒二十三年以降の『日記』に拠っても、その大方の傾向は明らかになる。

孫宝瑄は書物や報刊（新聞、雑誌）を通して実に貪欲に西学を学んでいる。その範囲は、歴史に始まり、格致（科学）、政治、経済、更には哲学にまで及ぶのである。

同時代の知識人がどれほど西学を学んだかを示す資料は管見の限り乏しいが、彼の同時代人である蔡元培の場合、当時の『日記』が現存しており、それによって西学受容の大要は見ることができる。蔡の『日記』に拠り、孫宝瑄と比較すると、格致の学を受容では孫宝瑄とそれほどの差がないが、その受容の範囲、読んだ書物の量については、孫宝瑄に遠く及ばない<sup>(2)</sup>。孫宝瑄は同時代の知識人に比してかなり熱心に西学を学んでいたのではなかろうか。

先ず孫宝瑄は、外国の歴史を諸々の書物から書写し、外国史を学んでいる。ここでいう外国とは、当時中国よりも富強であると考えられた西洋や日本である。この書写は『日記』によれば、乙未の年即ち光緒二十一（1895）年の秋の末日より始まり（『日記』p284）、途中中断し、光緒二十三年十二月十九日（1898. 1. 11）には、東ローマ帝国の滅亡に至る「中古紀（中世）」千年間までを終え（『日記』p170）、光緒二十四年十二月十三日（1899. 1. 24）（『日

記』p294)まで続いたのである。これは当時完備した西洋史、世界史の書物がなかったからのことである。当時刊行されていたヨーロッパ史、世界史のうち、めぼしいもの、岡本監輔著『万国史記』、林楽知(ヤング・アレン)訳『四裔編年表』(江南製造局刊)、艾約瑟(ジョセフ・エドキンス)編『欧州史略』、『希臘史略』、『羅馬史略』(いずれも総稅務司刊)など数冊に過ぎず(梁啓超編『西学書目表』中巻(時務報館、1896年)の「史志」)、これらから書写した可能性が高い。また、さまざまな書物からの節録もあろう。1302年、フィリップ四世が議會のはしりである、民会を創設した(『日記』p76、光緒二十三年正月二十九日[1897.3.2])ことも書写されているから、西洋の議會制度を始めとする政治制度の変遷を西洋史に即して理解したかったのでなかろうか。このように、足かけ四年にも亘って、外国の歴史を多くの書物から書き写す、孫宝瑄の旺盛な知識欲には、驚嘆するほかない。

また、孫宝瑄は格致の学も熱心に学んでいる。『日益齋日記』によれば、丙申の年(光緒二十二[1896]年)孫宝瑄は梁啓超、譚嗣同らと交わり、格致の学と仏理について語り、「近日の格致の学は仏理と暗合すること多きを縦談し、人始めて仏書を尊重し、格致遂に仏教と世に並行す」(『年譜長編』p33~4)と言う。これは仏書(華嚴経など)の中に、格致の学例えば、光学、電氣学、力学、化学の原理が既に説かれていることを言うのである(『日記』p184)。この場合も、そうであるが、当時の中国人は、彼らにとって未知の自然科学を理解するのに、自分たちが既に知っている中国の古典、例えば、『易』、陰陽五行説や仏書に引き付けて見る傾向があったのである。

彼は『日記』に拠れば、光緒二十三(1897)年、格致の学を、傅蘭雅(ジョン・フライヤー)編著の『光学須知』、『全体(医学)須知』、『重学(力学)須知』、『電学(電氣学)須知』(以上『格致須知』シリーズ)や『動植物図説』、『植物図説』、傅蘭雅編の『格致彙編』に載った「探地名人名略伝」、「獣有百種図」「地球奇妙論」、「汽機師華忒(ワット)伝」、「禽鳥簡要篇」などを読んで学んでいる。いずれも内容は今日の小中学校の教科書程度であり、孫宝瑄ら清末知識人の科学知識の水準が知れるが、孫宝瑄は極めて短い時間

にこれらの書物を読んでおり、その旺盛な知識欲は驚嘆に値するものがある。

孫宝瑄は変法論を構築するため、西洋の政治、経済制度を詳しく知りたかったが、当時、1890年代後半にはまだ本格的な政治学、経済学の書物が出版されていなかった。そこで、国際法を扱った、傅蘭雅訳『各国交渉公法論』（江南製造局）を読み（『日記』p112,124～8,138）、国際法の他に西洋の税制や法律裁判制度などを知ったのである。また、当時としては西洋の社会政治思想を系統的に紹介した、傅蘭雅訳『佐治芻言』によって（『日記』p396,398,401,418）、西洋の政治、経済、通商の制度などを知ったのである。本格的に西洋思想が紹介されるのは概ね一九〇〇年代以降であるが、孫宝瑄は1897年の時点で、先ず海賊版の巖復訳のトーマス・ハックスレー著『天演論（倫理と進化）』を読み、中国滅亡の危機を痛感したが、一方、争いによってこそ前進があるというその考え方には儒家的調和論からか馴染めなかったのである。その後彼は他にも巖復訳のアダム・スミスの『原富（国富論）』、スペンサーの『群学肆言（社会学）』や日本経由で入ってきたブルンチュリーの『国家学』やモンテスキューの『万法精理（法の精神）』を読み、立憲君主論構築に影響を受けている。

当時、大半の知識人は西学の中でも自然科学、政治、経済学に意を注いだが、孫宝瑄はそのうち西洋の哲学にも強い関心を持っていた。それは、「哲学の大なること、包まざる所なし、万種学問の政府為り」（『日記』p1041、光緒三十三年五月十四日〔1907.6.24〕）という彼の考えに基づくのである。1901年当時、彼は体系的な哲学概論、哲学史などを読もうとしたが、当時中国語で書かれた哲学概論、哲学史はなく、日本語を学び<sup>(2)</sup>、日本語の哲学概論、『哲学論綱』を読んだ<sup>(3)</sup>。日本語を学ぶと言っても、発音、文法から始めるのではなく、日本語の接続詞、助詞、助動詞の意味を学び、漢字は中国語と同様に読むという荒っぽいものであったが、当時流行の日本文読解法である<sup>(4)</sup>。

また、孫宝瑄は宋恕の影響で、明治維新に成功した日本の歴史に興味を

持ったらしく、1898年に、日本の歴史、特に明治維新に関する書物、例えば、頼山陽の『日本政記』、『日本外史』や『日本国史略』（土方幸勝、1881年）、『日本新史』（石村貞一著、游瀛主人訳）、『明治新史』（関機編）、『日本維新小史』などを読んでいる。また、立憲君主論の構築の参考とするため、1902年には、『日本制度提要』、『日本政党小史』（東京日日新聞社編）、矢野龍溪の『経国美談』などを読んでいる。

以上のように、孫宝瑄は自然科学から、哲学、思想、政治、経済、歴史に渉る極めて広い領域の西学の書物を実に貪欲に読んでいる。そして、その読書を通じて西洋の政治、経済、社会制度やその倫理観、人間観に及ぶまで学び、その変革論構築の資料としているのである。彼は同時代の知識人の中でも幅広く西学を学んだほうであろう。

- (1) 西学書については、熊月之『西学東漸与晚清社会』（上海人民出版社、1994年）を参照した。
- (2) 孫宝瑄との西学受容を比較するため、蔡元培の『日記』の現存分、1894年から1899年、1900年から1902年、1906年を見ると、格致関係の書物は1896、7年に全部で16冊登場する。これは孫宝瑄の19冊とほぼ互角であるが、その他の分野では、『訳書彙編』の他数冊に過ぎず、孫宝瑄とは比べようがない（『蔡元培全集』第12巻、浙江教育出版社、1998年）。
- (3) このような簡便で、且つ荒っぽい日本文読解法を広めたのは、梁啓超である。詳しくは、「日本文を学ぶの益を論ず」（『清議報』第十冊、1899. 4. 1）を参照。
- (4) 『哲学論綱』は、『帝室図書館和漢図書書名目録』に抛れば、同名の書物が二冊あり、一冊は仏、リギョール口述、前田長太筆記（一八九七年）のもので、もう一冊は菅了法著（一八九九年）のものであるが、手がかりが全くないのでどちらかに確定することはできない。彼は、哲学概論、哲学史の類では、日本語で書かれた『海西哲学史』（著者不明）や井上圓了著『哲学要領』、『哲学原理』（中国語訳）をも読んでいて、哲学に体系的知識をいた。
- (5) 日本語は、佐伯、本願寺上海別院の僧、松林孝純、松林の知人である茂原の三人に就いて、光緒二十七年正月九日（1901. 2. 27）から十月二十七日（12. 7）まで学んだ。

## 五、中学の変容

孫宝瑄は西学の受容によって中学はどのように変容していったか。ここでは、次の三点、即ち、一．経書観の変容－聖典から書物へ、二．聖人観の変容－聖人から偉人へ、三．倫理観の変容－三綱五倫の修正、仁の変容に絞り見てみよう。

先ず、孫宝瑄の経書観の変容であるが、当時、一般にはまだ神聖にして侵すべからざるものとされていた儒教の經典、即ち十三経を、孫宝瑄は聖典ではなく、単なる書物として扱い、それを「三代以前の普通学（リベラルアーツ）」などと評価している（『日記』p529、光緒二十八年五月四日〔1902.6.9〕）。更に各経書を、『周易』は哲学なり。『尚書』、『三礼』、『春秋（三伝）』は史学なり。『論語』、『孝経』は修身倫理学書なり。『毛詩』は美術（芸術）書なり。『爾雅』は博物学なり」（同上）と西洋の学問分類に従って、分類しているのである。これは明らかに経書に対する新しい見方と言えよう。孫宝瑄は西学書を読み、西学を摂取する中で、多くの価値ある書物を知り、その結果、従来絶対的權威を有していた経書の地位を相対化しものと思われる。無論経書を時代遅れの価値無き書と退けているわけではない。

次に、孫宝瑄の聖人観の変容であるが、従来聖人として侵すべからざる存在として尊崇されてきた舜や孔子を偉人として扱っている。

先ず、次のように、聖人舜と偉人ネルソン提督を同列に扱っているのである。

昔虞舜、大麓に納れ、烈風雷雨にも迷ふ弗きを以て称さる。而して西史は英国名将訥爾遜（ネルソン提督）、五歳の時常に山野を独遊し、迅雷風烈に遇ひて夜に入りても帰らず、其の家、人を遣わしもと覺めて之を得れば、山巔の一破屋に危座すを載す。其の祖母之を責めて曰く、異なるかな、何物ぞ怪童。此怖るべきの現象、竟に汝を驅りて家に帰す能はずや。訥則ち答えて曰く、吾未だ所謂畏るべき者を見ず、吾畏るるの何物為るかを識らず。五歳の幼童を以て胆力此の如し、大舜を

過ぐる事遠し。(『日記』p568)

また彼は次のように孔子を偉人と呼び、世界の哲人即ち釈迦、キリスト、モハメッド、ソクラテス、プラトン、アリストテレスなどと同列に扱っているのである。

孔子は我が国数千年の偉人なり。印度の釈迦牟尼有り、耶教の基督有り、回教の穆罕默得(モハメッド)有り、希臘の蘇克第(ソクラテス)、柏拉図(プラトン)、亜利斯度徳(アリストテレス)有るが如く、人々各自自ら以て生民の未だ有らざる所と爲し、卒に其の優劣を評定し、其の間に輕軒する能わず。(『日記』p674、光緒二十九年四月八日〔1903.5.4〕)。

これも經書觀の変化同様、西学を摂取する中で、世界の哲人を知り、その結果、聖人を偉人に相對化したものと思われる。

次に孫宝瑄の倫理觀の変容であるが、それは三綱五倫(三綱五常)の修正であり、仁の変容である。

当時中国人の倫理觀を規定したのは、名教綱常と呼ばれる儒教倫理であり、その中核を爲すのが三綱五倫であった。そもそも三綱とは君臣、父子、夫婦の三つの重要な人倫において、臣下は君に、子は父に、妻は夫にそれぞれ、絶対服従すべきだという倫理觀である。清朝の歴代皇帝は名教の忠実な護持者をもって自任していたから、清代、特に三綱が励行され、大いに弊害が出たようである。

孫宝瑄はこの三綱五倫については次のように考えたのである。

(『仁学』で譚嗣同は)孔、耶の徒、皆君臣、父子、夫婦、兄弟の倫を捐棄し、以て朋友の一倫に就くと謂う。然れども、孔、耶の二聖人は皆未だ嘗て君臣、父子、兄弟の職分を以て教へと爲さざることあらず。世界をして果たして夫婦、父子、兄弟の倫を無からしめば、則ち人類何ぞ由りて来らんや。果たして君臣の倫無かるべけんば、則ち群類能く相安ぜんや。吾四倫無けんば、朋友の倫も亦無カランを恐る。之を要すに三綱は去るべし、五倫は必ず去るべからずは何ぞや。五倫は人生自然の秩序なり。本弊害なし。五倫を害するは三綱なり。(『日

記』p487)

つまり、三綱は廃止すべし、五倫は人生自然の秩序であり、弊害がないので、絶対に廃止すべきでないと考えたのである。

孫宝瑄の言う三綱の説の弊害とは何か。

まず君臣関係については、孫宝瑄は張之洞の『勸学篇』に代表される、君主を絶対化する君臣観を次のように批判するのである。

南皮（張之洞）の著す所の『勸学篇』に云ふ有り。「主、上に昏なりといへども、臣、下に忠たり」の二語を以て美談と為す。実に中国の禍根の最も深き<sup>な</sup>為るを知らず。此の名義有りて、独夫、民賊始めて其の志を逞行するを得。説く者罪を宋儒に帰するは、亦た未だ尽く然らず。蓋し唐より以前も已に是の陋習有り。故に昏虐、楊広、朱温の如しと雖も、猶ほ許善心、堯君素、王彦章の輩、之が為に死を効し、且つ自ら以て名義の在る所と為す。…法家を説を為す者は、人をして孝弟詩書を廢し、必ず忠を上<sup>に</sup>効さしめ、且つ弱主をして能く強臣を制さしめるに至る。故に君に道無しと雖も、必ず主に背くべからず。一姓の為にして、万姓のために非ず。（『日記』p241）

つまり、孫宝瑄は君主がどんなに愚かであっても臣下は忠を尽くすべきであると言う君臣観こそが、昏虐の君主、即ち独夫、民賊を跋扈させるもとであり、中国の禍根で最も深いものであるとし、更に、それは儒教本来のものではなく、法家の愚民の術が儒教に紛れ込んでできたものであるとしたのである。彼のこのような思考の根底には本来君主と臣下の間には僅かな差しかないという黄宗羲の君臣観（『明夷待訪録』『原臣』）の影響があるう。

次に父子、夫婦関係について、孫宝瑄は三綱説の誤りを次のように述べている。

我が国の三綱の説の大いに謬なる所以は、人子をして其の父母を軒軽せしめんと欲することなり。夫れ父母は平等にして、豈に尊卑を判ずるべけんや。且つ母の恩は尤も父よりも重し。苟も恩の軽重を比べ

ざれば、可なり。乃ち反りて父を尊ばんと欲して母を卑しむは大いに理に悖る。本朝乾隆五十三年の論に称す、人子為る者、其の父の母を殴りて死に致すに遇へば、事自づから当に容隠して言はざるべし。父の母に殴り死なざるれば、官の審訊を経て応に実に抛りて訴出すべし。此綱常の大義なり、云々と。余謂へらく、人子此に処れば当に一切容隠すべく、父母を分くる無く、方に正理為り。生我の愛に、分別を横生するを得んや。高宗の此の論を為すは、亦た三綱の謬説に誤陥するなり。(『日記』p442)

つまり、孫宝瑄は本来、子にとっては同等であるべき父母を、母だけを卑しめることの誤りを指摘し、ゆえにこの乾隆帝の上諭を挙げ、「大いに理に悖」り、父子、夫婦関係についての三綱の謬説から出たものと批判しているのである。

このように、孫宝瑄が三綱説の誤謬を批判して止まないのは、その片務的道德関係にあり、彼はそれを是正しようとしているのである。人倫を朋友以外認めないという譚嗣同のようなラディカルさはないにしろ、人倫の捉え方として、従来に比べれば大きな変化であったのではなからうか。

また、孫宝瑄は三綱説をも統括する名分説を絶対視する余り、その弊害の甚大なることを、次の二つの事件を取り上げて、批判している。

中国人の名分を重視すること<sup>はなは</sup>太だ過ぎたり。尊長の敢へて非常昏虐の事を為すに陥るに致せば、其の弊甚だ大なり。包世臣の『斉民四術』の中に一事を載す。翁(舅)の強ひて其の婦(嫁)を汚さんと欲する者有り。方に衣を<sup>つな</sup>紉ぎ、急ぎ剪を以て翁の股を刺す。翁痛を負ひて逃ぐ。事官に白す。翁僅かに徒なるも、婦は絞候に擬せらる。其の尊長を犯せしが為なり。包世臣之が為に平反して云ふ、当に翁強を行ふ時、翁婦の義已に絶ゆ、則ち刺し傷つきし者は路人なり。婦宜しく旌すべし。反りて極刑に坐すは是に非ず、と。後に婦卒に死を減ずるの論を得。(『日記』p196)

前に善芝橋の家に在りて、刑部奏案中に一奇冤の事有るを見る。蓋



し本生の父已に嫁せし女<sup>むすめ</sup>を強姦せんとし、女抗拒して従わず、其の父の顛踏し、誤りて物に触れ頭<sup>やぶ</sup>を傷り、血を流し身斃<sup>たお</sup>る。刑部終に親女の生身の父を死に致せしを以て服制に関わり有り、末に従ひて減じ難く、斬監候を以て定擬す。忘山曰く、是の案や、苟も情理を以て之を論ずれば、蓋し大いに順ならざる者なり。其の女本其の父を死に致す心無く、其の父に自ら死を取る道有り、女豈に特罪無きのみならんや。当に旌を賜い其の貞節を表彰すべし。独だ猶死に抵らんと欲するは奈何。豈に父の為す所固より善なるを以て女宜しく之を拒むべからざらんや。

昔、包世臣嘗て一案を雪ぐを論ぜしも、彷彿として此に近し。蓋し翁の媳を強姦せんとし、媳拒みて従はず、時、方に針黹、情急ぎ剪を以て翁の臂を刺傷し、事官に白らかなり、翁薄罰を受け、婦反りて重懲を獲、其の尊長を犯すを以てなり。慎伯（包世臣）之を駁して曰く、翁強暴を行ふ時に当たり、翁媳も義已に絶ゆ、安んぞ所謂尊長なるものあらんや、と。斯の言当たれり。（『日記』p750）。

即ち、前者は舅に犯されそうになった嫁が持っていた裁縫用のはさみで舅の股間を刺し怪我を負わせた事件で、舅は僅かに徒刑（所払い）、嫁は尊長者を傷つけたため、絞候（皇帝の最終判断待ちの絞首刑）となり、後者は実の父に犯されそうになった、嫁した娘がそれを拒否して父を振り払ったところ、その父が転倒し死亡した事件で、娘は尊属殺人により斬候（皇帝の最終判断待ちの斬首刑）となる。孫宝瑄は名分を絶対視したため、本来貞女として表彰されるべき人物を死に赴かせる非を情理に基づき指弾している。ここでの孫宝瑄の非難は、名分の絶対化へ向けられており、三綱への非難と同根である。ここに見える彼の倫理観は即ち理と共に情に基づいているが、その理自体も朱子学的理から変容している。本来朱子学的天理観からみれば、この嫁も、娘も、どのような状況であれ、舅や父のような尊長者を傷つけ死なせ、嫁の理や娘の理に反した以上、処刑されるのが当然であるが、情理という面から見ると彼女らの境遇に当然同情するべき

なのである。溝口雄三氏によれば、「清代に入って注目すべきことは人情という言葉が力を占めはじめ」（『中国の思想』、放送大学教育振興会、1991）それが更に理自体の変化を促していると言う。そうであれば、清末になると、情の力は孫宝瑄が名分説の絶対視を非とするほどの力を備えたことになるが、彼が摂取した西洋の倫理観の影響もあるように思われる。それについては後に詳しく述べる。

次に三綱、名教批判と並んで、孫宝瑄は、奴隷、囚人、妓女などの社会の底辺にある人々への関心を持ち、その悲惨な境遇を非としているのである。

先ず、孫宝瑄は奴隷制度について、次のように述べている。

『黒奴蘇天録』を観る。此の書、黒奴虐を受くるの情状を写し、慘として天日無し、而して黒奴中大いに聖賢豪傑有り、其の立志の堅、用心の平恕、湯姆（トム）の人となりの如きは、百世而下、聞風興起せん。（『日記』p502、光緒二十八年三月十一日）

近日各国黒奴を売ることを禁ずるは、皆道德進化の証拠なり（戸外寛人『道德進化論』の引用）（『日記』p627、光緒二十八年十二月二十六日）。

奴隷制度を廃するの議を創りし者に、陸克（ロック）、孟德斯鳩（モンテスキュー）諸人有り、而して其の主意を実行する者厥れ惟だ沙伯（シャープ）なるのみ。沙伯、十八世後半紀代、実に力めて黒人を救拔し、並びに律法を援き政府に抗し、嘗て廢奴公司を創れり。蓋し生平是れを以て目的と為すなり。其の後、格拉克孫（クラークソン）、維伯福斯（ウィルバーフォース）、勃古斯敦（バクストン）及び伯路翰（ブルーアム）等、后先して踵起し、卒に黒人奴隷の苦より脱せしむ。其の功、偉なる哉（『日記』p786、光緒二十九年十月二十八日）。

即ち、孫宝瑄は『黒奴蘇天録』を読み、黒人奴隷湯姆（トム）の悲惨な境遇に同情し、更に奴隷制度自身を批判し、その廃止に貢献した有名、無名の人々の事績を記し、その偉業を賞賛している。

また、孫宝瑄は次のように妓女の悲惨な境遇を述べている。

孫宝瑄の変革論－「西学」の受容と「中学」の変容を中心に－

余此の書（『黒奴蘇天録』）を読みて益々宝如（幼くして妓院に売られた薄幸の少女）の事に感ず。我が国畜奴に禁有り、故に男子是の苦に罹る者鮮し。惟だ女子或ひは身を鬻ぎ婢と為り、或ひは勾欄（妓楼）中に墮ち、其の苦は美国の黒奴より減ぜず。（『日記』p502、光緒二十八年三月十一日）

倡妓、東西の国に皆有り、然れども彼皆女子の淫を好む者にして、楽しみて其の事を為し、人の強逼を受くる者に非ず。我が国の如きは、則ち皆貧困に因り、父母或ひは兄弟の販買する所と為り、遂に勸して妓に充てしめ、稍意に当たられれば、鞭撻してこれを随え、或ひは非刑を用ひ、重囚を拷するが如し。蓋し我が国の妓女の苦は、美国の黒奴と幾んど以て異なる無し。（『日記』p669、光緒二十九年三月二十六日）

即ち、孫宝瑄は婢や倡妓の奴隷に等しい境遇に同情し、その制度自身の非なることを主張している。

更に、孫宝瑄は次のように、家畜並の劣悪な境遇にある囚人の悲惨さにも言及し、獄制の改革すべきを主張している。

我が国の最も苦しむ人は、罪を犯し牢獄に入る者に過ぐる無し。蓋し之を視るは直だ人類を以てせず。手足桎梏され、多くの人と聯なり、黒暗土室に繋がれ、動もすればややも転たうた自由を得ず。獄吏の酷なる者に遭へば、頻りに笞捶を施し、且つ其れに向かひて費を求め、得ざれば、則ち益々之を虐苦す。（『日記』p502、光緒二十八年三月十一日）

凡そ罪を犯し、獄に入る者は犬豕と伍すに異ならず、其の苦名状すべからず。（『日記』p625、光緒二十八年十二月二十二日）

英人厚亜徳（ハワード）獄制を改革する説を創り、労苦を避けず、危難を顧みず、以て其の説の必ず行われんことを期す。身に及ぶの後、而して英国の獄制果たして之が為に改良さる。其の他文明諸国之に効ひ、此より罪人瘦死する者なし。厚氏の賜、大なり。（『日記』p786、光緒二十九年十月二十八日）

このように、孫宝瑄が奴隷、囚人、妓女などの社会の底辺にある人々の

悲惨な境遇に同情し、その制度を非としているのは、彼が慈悲深い人物であったからだけではない。これは、孫宝瑄がモンテスキューの奴隷制度廃止や拷問の禁止を主張する『万法精理』などの西洋の思想家の書物を読み、また『自助論』に登場する、獄制改革に尽力した厚亜徳（ハワード）や奴隷制度廃止に一生をかけた沙伯（シャープ）の事跡を読み、既に述べた彼自身の内面にある情理が触発された結果ではないかと思われる。

更に、孫宝瑄自身は兄をはじめとする長者たちの考えに従い、李鴻章の姪と結婚しているが、旧来の結婚制度をも次のように批判している。

泰西男女自ら配偶を択ぶは、世界の公例なり。強いて父母の牽合する所と為る者に視べ、相去ること遠し。支那人多く礼法の箝制する所と為り、夫婦の道遂に苦しみ、恨みを飲みて、終身自ら脱する能はざる有り。吾が『石頭記』を觀るに、迎春の夫、薛蟠の婦の如きは、抑も何ぞ不幸なるのみ。宝玉、黛玉両情相結び、天日に誓い、鬼神に泣かしめ、賈母をして能く其の志を遂げしむ、何ぞ自ら択ぶの夫婦に異ならんや。乃ち忍びて其の病一痴を視、卒に病者をして死し、痴者をして逃げしむ。知らざる者は乃ち二人を譏り、以て其の父母の命、媒酌の言を無し、私かに相慕悦し、礼を敗り化を傷なふと為し、賈母の自ずから公理に違ふを責めざるは、抑も何ぞ謬ならんや。（『日記』 p302、光緒二十七年一月八日）

そして、孫宝瑄に見えるような倫理観の変化は、同時代には他にも見られる。例えば、彼の友人である宋恕も、『六齋卑議』の「旌表」、「倫始」、「救慘」の諸編で、「夫は妻の綱」に代表される女性を縛り圧迫する家族制度を批判し、また童養媳、娼、婢、妾の悲惨な境遇を非とし、その制度の廃止策をも主張している。

また、指摘だけに止めるが、孫宝瑄は明末清初や清後期の経世家、例えば黄宗羲、顔元、王夫之、顧炎武、唐甄、包世臣、龔自珍、魏源の著作を読み、政体構想において彼らの論を媒介にして、西洋の政治論を摂取している。

なお、孫宝瑄は、西学を学んだ当初、『周礼』を熱心に読み、西洋の風俗、制度と比較し、例えば、西洋でパーティに夫人を同伴するが、それは中国でも古代行われていた（『日記』p84、光緒二十三年二月二十六日〔1897.3.28〕）と言うように、中国の古代（周代）の風俗、制度が今日の西洋と共通の面が多いことをかなり強引に説いている。彼はこれにより、自らの文化的自尊心を満足させている。これは、西学受容において、当時よく見受けられたことであるが、彼にもそのような点があったことをここでは指摘しておく。

以上のように、孫宝瑄は西学の摂取を通して、経書観、聖人観、倫理観に少なからざる変容を来している。これは既に述べた如く孫宝瑄だけの孤立した傾向ではないことは確かであるが、それがどの程度の広がりを持っていたのかは、今後検討すべき課題である。

## 六、おわりに

以上、孫宝瑄の生涯、変法論、西学の受容、中学の変容の概観を通して、清末における一知識人の思想的変化を見てきた。いわば大要を示すに止まったが、清末における、西学の受容を契機とした思想的変化は、近代中国思想史において重大な課題であり、ここでは、概観したに過ぎず、詳細な論証を省略したところが多い。個々の書物の受容の事例について、詳細な論証が必要であるが、それは今後の課題としたい。